

生食輸発0127第2号  
平成28年1月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(フィリピン産バナナのビフェントリン、コロンビア産生鮮コーヒー豆のクロルピリホス及び中国産未成熟えんどうのピリダベン)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成28年1月22日付け生食輸発0122第5号）により通知したところです。

今般、地方自治体の検査の結果、フィリピン産生鮮バナナにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第3からコロンビア産生鮮コーヒー豆のクロルピリホスの項（製造者、製造所、輸出者及び包装者がSTARBUCKS CORPORATION（米国）の項及びLOUIS DREYFUS COMMODITIES COLOMBIA S. A. S. の項に限る。）及び中国産未成熟えんどうのピリダベンの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成28年1月27日	フィリピン	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬（ビフェントリン）